

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和7年2月20日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和7年2月20日(木) 午後0時59分～午後1時24分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部 会 長 福 沢 美由紀
副 部 会 長 今 岡 翔 平
部 会 員 古 田 吉 昭 櫻 木 善 仁 森 美和子
鈴 木 達 夫
会 長 岡 本 公 秀
副 会 長 森 英 之
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 大 泉 明 彦 議事調査課長 水 越 いづみ
書 記 渡 邊 靖 文
- 6 案 件
1. 第95回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2025への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 本条例の目的達成の検証の在り方について(検討課題31)
(2) オンライン会議の実施について(検討課題48)
議員の介護休暇及び育児休暇について(検討課題50)
4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後0時59分 開会

○部会長（福沢美由紀君） ただいまから、第96回議会改革推進会議検討部会を開会いたします。

それではまず、事項第1. 第95回検討部会の確認事項について、カルテへ追記しましたのでご確認いただきたいと思います。

内容について、事務局より説明をお願いします。

水越課長、お願いします。

○議事調査課長（水越いづみ君） それでは、資料1の4ページ目をご覧ください。

令和7年2月7日の議会改革推進会議におきまして、子ども議会を毎年開催とし、令和7年度は令和6年度と同じく中学生議会として開催することについて確認をいただきました。

そして、本日の9時からございました校長会で、議長から令和7年度中学生議会の開催について校長に依頼をしていただきましたので、カルテに追記をさせていただいております。以上です。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

説明は終わりました。

カルテへの追記に関して何かありましたら発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） ないようでしたら、カルテはこのように更新いたします。

次に、事項2. 議会改革白書2025への掲載内容の確認についてでございますが、今回は掲載する事項はありませんでした。

次に、事項3. 議題に入ります。

（1）本条例の目的達成の検証の在り方について（検討課題31）でございます。

令和4年度に実施しました条例検証の結果、災害や感染症等の危機管理の対応と障がい者への合理的配慮についての規定を追加することと、検証の手法や今後どのぐらいのスパン、間隔で検証していくのかということも含めた検討について協議を進めていくことを確認しております。

それでは、プロジェクトチームでご協議した内容について、私から報告になっておるんやな。

鈴木さんに報告してもらおうかなと思って、よろしいですか。

○部会員（鈴木達夫君） はい。

○部会長（福沢美由紀君） よろしくをお願いします。

○部会員（鈴木達夫君） 検討課題の31で、条例の検証及び見直し手続ということで、今日のプロジェクトでは3つほどの視点から話し合いをしました。

1つは、条例における災害や感染症等の危機管理の対応について、それから2つ目は障がい者への合理的配慮、それから3つ目は議会基本条例の検証についての見直し、この3点が今日のプロジェクトチームの議題でありました。

まず、災害や感染症等の危機管理の対応ということで、事務局のほうからいろんな市議会等の条例の規定の内容についてを説明しましたが、基本的には私どもが任期であります、あるいは改選の時期であります令和8年10月までにはこれをまとめ上げると。当然これは条例ですのでどちらかということ、皆さんの資料にもありますけれども、野々市市議会みたいに非常に細かく条例を、いわゆる理念を超えて具体的な事項の例もありますが、基本的には条例として位置づけるのは理念的な条例でいいであろう、あるいはその後についてくる機能とか体制については同時に研究をしていこうと。合わせ

て、今、亀山市が持っているいわゆる業務継続計画、BCPという形で議会としての機能とか体制を明記していくような形で、令和8年10月までにはまとめ上げていくのがよからうということでありました。

それから、障がい者への合理的配慮ということなんですけれども、他の事例を見ますと、あえて障がい者という言葉というよりも、例えば「多様性を尊重し」とか、あるいは「年齢、職業、思想、信条、障がいの有無に関わらず」ということで、障がい者に特化した形よりも、やはりもう少し大きな枠の中で捉えるべきではないかという意見もありました。

それでこれもまだ事例が、1番、2番も、事例がちよっとまだ探せば、我々の今の亀山市の実態にフィットした事例が見つけれられるんじゃないかなと、もう少し事例を調べましょうということです。

それからもう一つ、これらを見直しに当たって、議会基本条例の「前文」という前段に書いてある文言までも変えていく必要があるのかという議論がありましたが、これをずうっと読みますと市民から負託を受けた議会というのは対話を重視したりあるいは多くの声を聞くという中に、やはり特に障がい者への合理的配慮というのが含まれるから、あえて前文を障がい者の合理的配慮に関しては変えることはないということなんです。この2つについては、総じて最終の来年の10月までにはどうにかしたい。

それから、特に障がい者については、実際に文章をつくるとか条例をつくと同時に、例えば障がいを持った方が議会に今現実的に傍聴ができたりする状態ではないんだけど、何らかの方法で意見交換、あるいは聞き取りを行いながら試行的に議会を傍聴できたり、あるいは情報手段を使いながら、そういうことをしっかりと、一つの行動として何かを同時に起こしていかなければいけないということが意見として出ました。

最後に、議会基本条例の見直しという項なんですけれども、これも皆さんご存じのように前回はもう、基本条例が策定されて10年を経過する中で、何らかのチェックをしなければいけないという合意の中で、方法としては、各議員あるいは各党派によって自己採点といいますか、自分たちの中で反省をして、それをまとめ上げたというようなことをやりましたが、これはこれとして、良として、これも将来的には第三者のチェックも入るようなことをいろいろ研究をしていかなければいけないねというようなことです。

ここには、それじゃあ3年に1度やるのか2年に1度という、非常にエネルギーのかかる作業ですのでそのスパンのこととか、それから第三者というのはどういう方にどんな方法で、ひょっとしたらどれくらいの経費でみたいなこともあると思います。そんなことも含めて研究をし始めるんだということを、願わくは検討部会の各委員に合意を得たいというような話合いであったかと思いますが、部会長、それでよろしいですか。

○部会長（福沢美由紀君） それでよろしいです。

ありがとうございました。取りあえずもう一つを。

一個一個確認しようかな。ただいまの協議内容について、ご理解いただきましたかね。

確認したいことやご意見などございましたら、順次発言をお願いします。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 最初ですので、方向性みたいなことの確認ということが主だったんですけども、議会基本条例における障がい者への合理的配慮に関する規定については、障がい者に特化

せず、もっと広い意味で多様性ということで、障がい者も包含するような内容の文言をちょっと見つけてつくっていききたいということですね。

それと、議会基本条例における災害や感染症の危機管理の対応に関する規定についても、細かく規則のように書くのではなく、大きく方向性が分かるような条例の内容にして、BCPなどは別途きちっとつくっていく必要があるという確認でございました。それに向けて資料などをそろえて、研究もして進めていきたいということでした。

あわせて、この基本条例をどうやって検証していくかということについても、全く触らないではいられないということで、先ほど鈴木委員から報告がありましたように、どんなふうにも第三者の声も入れながら検証していくのかということも併せて検討課題として取り組んでいきたい。言っていたのは、それまでにまず議員がこの基本条例をきちっと理解するべきであろう。バイブルのようにこれを持ちながら、日々議員活動をするべきであろうということで、そういう周知というか、そういうことの皆さんへのお伝えもしていかななくちゃいけないねということも含めてのお話でした。

次に、オンライン会議の実施について（検討課題48）及び議員の介護休暇及び育児休暇について（検討課題50）でございます。

現在、オンライン会議の実施については、重大な感染症や大規模災害等の発生に限って規定しておりますが、オンライン会議の実施範囲を会議規則に規定する欠席事由の範囲内でも拡大できるよう条例改正を行うとともに、併せて欠席事由の具体的な運用基準を定めることについて協議を進めていくことを確認しております。

それでは、プロジェクトチームでご協議いただきました内容について、櫻木委員からよろしいですか。

○部会員（櫻木善仁君） はい。

○部会長（福沢美由紀君） 櫻木委員からご報告をお願いします。

○部会員（櫻木善仁君） では、オンライン会議の実施についてというところをメインに今日はお話をしました。

まず、条例の変更については、先ほど部会長からありましたように、災害及び感染症がメインだったんですけど、そこに加えて育児、介護その他というところで、欠席理由に基づいてその範囲を広げるというところはだまかにそれで進めたいという意向です。

その中のいろいろな申合せとして、三重県のオンラインによる委員会参加に関する申合せ事項ということ参考をちょっと議論をしました。

まず、オンラインに参加できるというのは、継続的に委員会の審査または調査に専念できる状態にあるということをもっと前提として考えていったらどうかということです。いわゆるオンラインでしながらよそごとをするんじゃなくて、ここに専念して、その会議に参加をする。

範囲としては、いろんな状況があると思うんですけど、自宅から参加できるという条件だとか、他人が映り込まないとかいう条件のところもあろうかと思えます。

今回、介護と育児というところが明確にしておりますので、介護もそれぞれの範囲、対象の家族範囲をこれから決めていかなあかんやないかと。どこまでの、例えば自分の親、配偶者の親だとかというところを明確にしていかなあかんやろうと。さらにその介護のレベルというのも、例えば病院に送っていただくとかいうのを介護というのか、それとも寝たきりになっていた状態を介護というのかと

いうところのレベルの明確化も今後ちょっと必要じゃないかというような話です。

あと、育児の場合も、女性はもう産前産後のところで休暇というのがありますけど、その中で、今の条件の中に専念できながら対応できる方というのは参加していくべきであろうと。男性は、今度は育児になると思うんですけど、育児のところも必ずこの人がいなければならないというのは育児に値すると思うんですけど、例えば学校行事だとか、それはやはり育児とはちょっと違うぞと。それはなぜかという、そこにいなくちゃその子どもたちが成り立たないというようなところを含めながら、ちょっと検討しました。

ただ、今回の欠席理由というところに、今、亀山市の議員規定の中で、長期休暇という言葉が、定義がちゃんと決まっていなくて、その中でやっぱりこれからどういうふうにしていくかというのが、まずそれもセットで決めていかないかなというところがあって、これをちょっと事務局長のほうから少しだけ説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） 私のほうからご説明を少し加えさせていただきます。

欠席の届出につきましては、亀山市議会会議規則のほうで定まっておるところです。

少し読ませていただきますと、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないということは決まっておるところなんですけど、先ほど櫻木委員のほうからありましたその範囲というのが明確に決まっているものではございません。基準が今ないという状況です。

加えて、長期欠席、疾病とありますが、長期療養される場合なんかは、いつからその長期療養が始まったのか。他市の議会の規定を見ておきますと、議長に何月何日から長期の欠席に入らせてもらうというふうな届出をするような規定を持っておる議会もございます。

総じて、うちの今の規定の中では欠席の取扱いに係る基準が明確ではありませんので、オンライン会議する場合に、欠席事由の範囲内というところ辺が大前提になれば、欠席の理由を明確にした上でオンラインのことに合わせて考えていかんと、ちょっとまた将来的にそごが出るのではなかろうかという懸念、課題がありまして、そこら辺も併せてご検討を賜ればというふうに考えております。以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） 説明は以上なんですけれども、ただいまの協議内容や説明について、確認したいことやご意見ございましたら順次発言をお願いします。

どうぞ、鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） オンラインの会議の、これは範囲の一つなんですけれども、三重県の申合せ事項によれば、賛否を諮る部分もオンライン会議で挙手していることが明確に分かるような状態であるとか、この辺の議論というのはまだそこまでは進んでいないということでもいいんですか。

オンラインのできる範囲、賛否。

○部会長（福沢美由紀君） 櫻木部会員。

○部会員（櫻木善仁君） 話の中では、この県の申合せ事項に合わせて、その賛否もそこに入れようというふうにして検討してきました。

その中で、やっぱり市民に公表する場合に、モニターを設置して、その画面が明らかになるというところをちゃんと担保するというところまでは議論をちょっとしました。その中で、県は声に出して

というところがあるんですけど、そこについては今後ちょっと検討しようかなというふうには思っていますけど。

○部会長（福沢美由紀君） 鈴木部会員。

○部会員（鈴木達夫君） それで、賛否に関することもこれからの検討課題だということによろしいわけですね。

○部会長（福沢美由紀君） 大泉局長。

○議会事務局長（大泉明彦君） すみません、少し補足させてください。

今現在も委員会条例でオンラインの会議のことが規定されておりまして、その採決の部分のお話かと今あれですが、採決もできるような形で、条例じゃないですけど、要綱のほうにはございます。採決を採れるような形に今現在もなっておりますので、会議としてはそこまでの範囲、行ける形での運用となります。

○部会長（福沢美由紀君） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） いろいろ話合いも協議してもらった中で、今のところ、先ほど言っていた欠席の事由をきちっとはっきりと、もっと分かりやすくしなくちゃいけないねみたいなのが、今ちょっと当面の課題で、これからきちんとしていくということなのかなあと聞いたんですけど、そういうことによろしいんですか。

お願いします。

櫻木委員。

○部会員（櫻木善仁君） やはり欠席理由が明確でないこのオンラインというところにつながらないので、まずはそちらのほうをちゃんと明らかにしながら、それに対応する場合にオンラインをするということを進めるということになります。

○部会長（福沢美由紀君） これのスケジュール、このオンラインのいつまでというのは、何か話されました。していないですか。

櫻木委員。

○部会員（櫻木善仁君） まだしていません。

○部会長（福沢美由紀君） していない。どういうスパンで何か話を進めていくかというのが、ある程度ゴールが決まっていたほうが話合いもしやすいのかなという気はするんですけども、そこら辺はまた集まって決めてもらう形でいいですかね。

この条例のほうでも、たっぷり時間があるようなないようなという感じですけど、まずは本当に全ての、この部会員は全て基本条例をもう一回またひもといていただいて、条例、少なくとも本案だけでもというか、条例だけでもまずは、ほかにもいっぱいそれにひもづいたものがあるんですけども、また読んでみていただきたいなあと思います。

特にみんなで検討したほうがいいなあというところ辺なんですけれども、大きいのはそれで、条例の検証の仕方をこの部会で、全体のを決めていっていいかなあというか、進めていっていいかなあというところだと思うんです。プロジェクトチームだけではちょっと決めていきづらいなあというので、細かく災害のことであるとか障がい者の2点については、しっかりと研究して追加できるようにしていきますが、条例全体のことの検証の仕方をどのようにしていくかというところについても、

部会の中である程度プロジェクトチームがもんで、皆さんと協議していくということでいいですか。

(発言する者なし)

○部会長(福沢美由紀君) じゃあ、提案しながらやっていきたいと思います。

森委員。

○部会員(森 美和子君) 第三者チェックですよ。

それに決定ではなくて、どういう検証の仕方があるかということですね。

それは、各全国的にも市議会いっぱいやってはるので、やっぱりそういう情報をちょっと一回集めたらいかなと思います。

○部会長(福沢美由紀君) そのようにさせていただきたいと思います。

何としても今、まず第三者チェックから始めるとかそういうことでもなく、そこも含めてということで考えたいかなと思っています。

こういう報告と協議でしたけど、ほかに皆さんからありませんか。全体で何か協議しておかねばならないこと。

いいですか。

(発言する者なし)

○部会長(福沢美由紀君) ないようでしたら、次に、各またプロジェクトチームで進めてください。

事項4. その他の項でございます。

次回の開催日でございますが、4月以降に開催したいと考えておりますので、改めてまた日程を調整させていただきます。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○部会長(福沢美由紀君) なければ、以上で議会改革推進会議検討部会を閉会いたします。

午後1時24分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 7 年 2 月 20 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀